

広島県告示第四百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第二項の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にした。

平成二十八年七月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

安芸高田市吉田町吉田字郡山一三二八の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 解除の理由

急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産局森林保全課及び安芸高田市役所に備え置いて縦覧に供する。）